

施策目標個票

(国土交通省30-⑪)

施策目標	住宅・市街地の防災性を向上する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>主要な業績指標である指標43及び45①については、着実に進捗しているものの、目標年度においては目標値を下回ることが予想され、目標達成に近い実績を示していないが、N評定で判断できない2項目を除いた全9評価項目のうち5項目について目標年度において目標の達成の見込みがあり、相当の期間を要さずに目標達成が可能と考えられるため。</p>
	施策の分析	業績指標40、42、45-②の達成状況は順調であり、防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高めていると評価できる。また、その他の指標についても目標達成に向けて進捗はしており、事前分析表に達成手段として掲げた事業について、一定の成果はでている。
	次期目標等への反映の方向性	今後とも大規模地震や気候変動による降雨の局地化、集中化、激甚化といった災害リスクを踏まえ、住宅・市街地の脆弱性を軽減させるようなハード・ソフト両面にわたる諸施策を講じ、総合的な観点から安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。なお、目標年度が到来した指標48については、引き続き防災対策のための計画に基づく取組を推進していく必要があることから、令和2年度の目標値を100%と設定する。

業績指標	40 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	初期値	実績値					評価	目標値
		H28年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R3年度
		13,935ha	10,752ha	12,729ha	13,935ha	15,119ha	17,379ha	A	21,000ha
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	41 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H24年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		約76%	約79%	約85%	約85%	約91%	集計中	A	約89%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	42 下水道による都市浸水対策達成率(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		約56%	約56%	約57%	約58%	約58%	約59%	A	約62%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	43 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(*)	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		約4,450ha	4,547ha	4,435ha	4,039ha	3,422ha	3,149ha	B	おおむね解消
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	44 大規模盛土造成地マップ等公表率	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度
		13.7%	13.7%	41%	52.3%	60.9%	72.8%	A	100.0%
	年度ごとの目標値	/	-	-	50%	-	-	/	/
	45 災害時における機能確保率(①主要な管渠(*), ②下水処理場(*))	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		①約46% ②約32%	①約46% ②約32%	①約47% ②約35%	①約48% ②約35%	①約50% ②約36%	①約51% ②約37%	①B ②A	①約60% ②約40%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/
	46 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		-	-	約0%	約0%	約0%	約5%	B	100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	/

47 ①住宅(*)・②建築物(*)の耐震化率	初期値	実績値					評価	目標値	
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年		R2年	
	①約82% ②約85%	-	-	-	-	-	調査中	①約95% ②約95%	
暦年ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
48 防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合	初期値	実績値					評価	目標値	
	H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H30年度	
	3%	3%	5%	15%	68%	73%	B	100%	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
参考指標	参18 居住している地域に関する大規模盛土造成地の情報を確認できる人口	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度
		約36百万人	約36百万人	約62百万人	約77百万人	約82百万人	約93百万人	/	約120百万人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	参19 災害対応拠点を含む都市開発が予定される拠点地区で自律分散型面画的エネルギーシステムが導入される地区数	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		0地区	-	0地区	2地区	5地区	8地区	/	15地区
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	参20 都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H30年度
		17地域	17地域	24地域	27地域	36地域	46地域	/	45地域
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	参21 ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数	初期値	実績値					評価	目標値
		H26年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		R2年度
		約130地区	約130地区	約140地区	約150地区	約160地区	集計中	/	約200地区
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	116,080	114,356	115,341	128,154
補正予算(b)		30,500	0	1,250	-	/
前年度繰越等(c)		99,392	101,357	65,923	-	/
合計(a+b+c)		245,972 <0>	215,713 <0>	182,514 <0>	128,154 <0>	/
執行額(百万円)	122,532	129,437	/	/	/	
翌年度繰越額(百万円)	101,357	65,923	/	/	/	
不用額(百万円)	22,082	20,354	/	/	/	

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和元年6月28日)
-----------------	-----------------------

担当部局名	都市局	作成責任者名	都市安全課 (課長 鈴木 徹)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----	--------	--------------------	----------	--------

業績指標 40

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評 価

A

目標値：21,000ha（令和3年度）
 実績値：17,379ha（平成30年度）
 初期値：13,935ha（平成28年度）

（指標の定義）

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

（目標設定の考え方・根拠）

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上必要な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189回国会 施政方針演説（平成27年2月12日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第190回国会 施政方針演説（平成28年1月22日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・ 第196回国会 施政方針演説（平成30年1月22日）「防災、減災に取り組み、国土強靱（じん）化を進める。」
- ・ 第198回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）（第4章5.）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）（第2章）
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28年3月18日）（第2 目標8）
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る。
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第2章 2.（5）③防災・減災）
安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。
- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

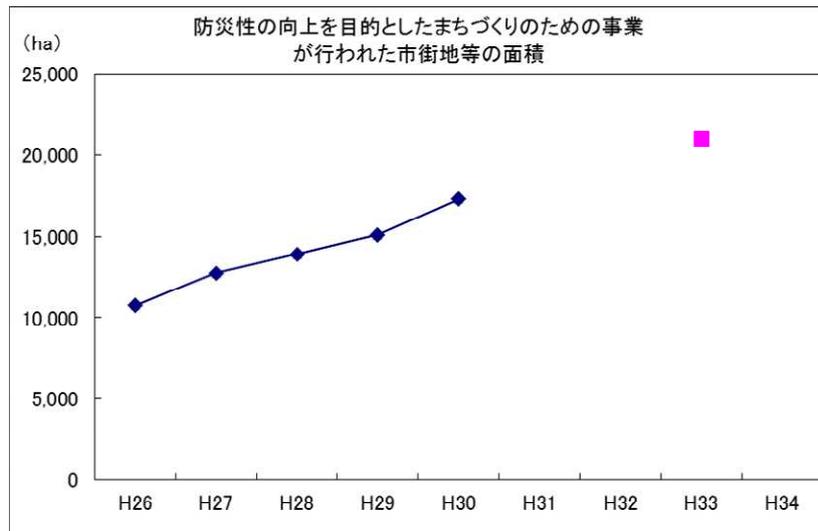
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 0, 7 5 2 ha	1 2, 7 2 9 ha	1 3, 9 3 5 ha	1 5, 1 1 9 ha	1 7, 3 7 9 ha



主な事務事業等の概要

- 都市防災総合推進事業の推進
 密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。
 予算額：防災・安全交付金 1兆 947億円の内数（平成27年度）
 防災・安全交付金 1兆1,002億円の内数（平成28年度）
 防災・安全交付金 1兆1,057億円の内数（平成29年度）
 防災・安全交付金 1兆1,117億円の内数（平成30年度）
 防災・安全交付金 1兆3,173億円の内数（令和元年度）
- 防災公園街区整備事業の推進
 都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
 防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成30年度末までに17,379haの防災性能の向上が図られ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、順調である。

（事務事業等の実施状況）

平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積は、相当程度の進展があったためAと評価した。
- 今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き目標値を設定し、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 鈴木 徹）
 都市局公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）
 関係課：

主な事務事業等の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金 8,885 億円、防災・安全交付金 11,117 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 670 億円の内数（平成 30 年度国費）

社会資本整備総合交付金 8,939 億円、防災・安全交付金 11,057 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 579 億円の内数（平成 29 年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 30 年度の実績値は集計中である。本業績指標は、平成 28 年度実績値からは順調であり、平成 29 年度に目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 30 年度の実績値は集計中である。前述のとおり、本業績指標は、平成 28 年度実績値からは順調であり、平成 29 年度に目標を達成した。
- ・近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）

業績指標 4 2

下水道による都市浸水対策達成率*

評 価

A	目標値：約 6 2 % (令和 2 年度) 実績値：約 5 9 % (平成 3 0 年度) 初期値：約 5 6 % (平成 2 6 年度)
---	---

(指標の定義)

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。

分子：5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積

分母：市街地で過去に浸水被害が発生した地区など、都市浸水対策を実施すべき区域の面積

(目標設定の考え方・根拠)

地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定

(外部要因)

地元との調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・基本方針（平成 3 0 年 1 0 月 2 日）

近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

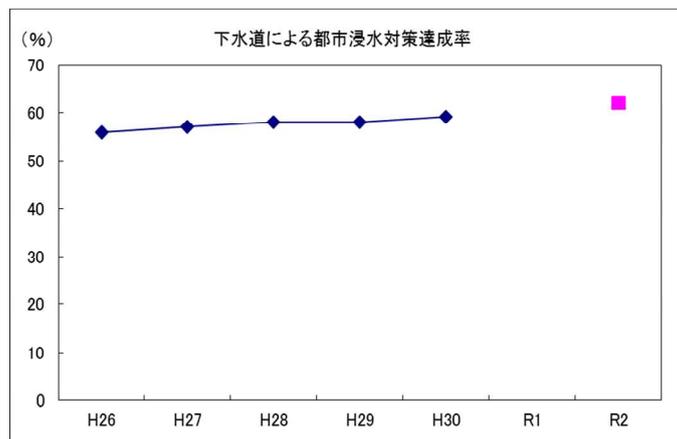
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 1 章、第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
約 5 6 %	約 5 7 %	約 5 8 %	約 5 8 %	約 5 9 %	



主な事務事業等の概要

○ 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 886億円の内数 (平成30年度国費)

防災・安全交付金予算額 11, 117億円の内数 (平成30年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数 (平成30年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○ 中小規模の都市における下水道浸水対策事業の推進

近年の集中豪雨等により、全国各地で大規模な内水被害が発生しており、特に中小規模の都市で整備の遅れによる浸水被害が顕在化していることから、都市機能が集積した地区等の浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」について、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設 (排水ポンプ車) の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を強化する。

○ 下水道床上浸水対策緊急事業および事業間連携下水道事業の創設

平成30年7月豪雨をはじめとして、近年、全国の都市において内水被害が頻発し、浸水によって市民生活や地域経済へ甚大な影響が発生していることから、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策緊急事業」を創設し、また、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、総合的な浸水対策を強化する。

○ 雨水管理総合計画策定の促進

各下水道管理者において、浸水リスクを評価し、浸水対策の効果を最大限発揮するための計画策定を促進し、特に浸水リスクの高い地区において重点的に対策を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・順調である。
- ・下水道による都市浸水対策達成率の平成30年度の実績値は約59%であり、平成29年度から約1%上昇しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、令和2年度には目標値を概ね達成する見込みであるが、平成31年度に「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充するとともに、「下水道床上浸水対策緊急事業」および「事業間連携下水道事業」を創設し、一定期間内に集中的に対策を講じることとしており、これら追加・拡充の取組により令和元年以降実績値向上の効果が着実に発現することが見込まれ、さらに、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、これまでより効率的かつ迅速に対策が進むことが期待されることから、令和2年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成31年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充し、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設 (排水ポンプ車) の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を推進した。
- また、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策緊急事業」を創設するとともに、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、総合的な浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率は増加傾向にあり、目標値に向けて着実に進展していることから、Aと評価した。
- ・今後、目標年度における目標達成に向け、平成31年度に拡充した下水道浸水被害軽減総合事業により、中小規模の都市における下水道浸水対策を支援し取組を着実に推進するとともに、同年度に創設した下水道床上浸水対策緊急事業及び事業間連携下水道事業により、特に浸水リスクの高い地区において重点的に対策を推進する。また、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、これまでより効率的かつ迅速な対策を推進する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官 (流域管理官 白崎 亮)

関係課：

業績指標 4 3

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積*

評 価

B

目標値：目標値：おおむね解消（令和 2 年度）
 実績値：3,149ha（平成 30 年度）
 初期値：約 4,450ha（100%）（平成 27 年度速報）

(指標の定義)

地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積

（※）地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率（市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員 6 m 以上の道路等の公共施設面積の割合）や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

(目標設定の考え方・根拠)

平成 23 年 3 月 15 日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である、区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和 2 年度末までにおおむね解消（最低限の安全性を確保）することが位置づけられ、密集市街地の改善整備に向けた取り組みの方向性においても、従来までの住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ、きめ細やかな事業の実施を図ることになった。この「令和 2 年度末」の期限は、できる限り早期に最低限の安全性の確保を目指すこととして設定したものである。

なお、平成 28 年 3 月 18 日に全部変更された住生活基本計画（全国計画）においても、同様の目標が継続して定められている。

(外部要因)

目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

(重要政策)**【施政方針】**

- 第 169 回国会 施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第 183 回国会 施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- 第 186 回国会 施政方針演説（平成 26 年 1 月 24 日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- 第 189 回国会 施政方針演説（平成 27 年 2 月 12 日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- 第 190 回国会 施政方針演説（平成 28 年 1 月 22 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- 第 193 回国会 施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- 第 196 回国会 施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）「防災・減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
- 第 198 回国会 施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）「安全対策を行い、命を守る防災・減災に取り組みます。」

【閣議決定】

- 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成 23 年 3 月 15 日）（第 2 目標 1）
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
- 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）（第 II. 3 つのアクションプラン≫一. 日本産業再興プラン≫ 5. 立地競争力の更なる強化≫④都市の競争力の向上）
外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
- 国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日）（第 3 章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
- 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成 28 年 3 月 18 日）（第 2 目標 8）
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る
- 経済財政運営と改革の基本方針 2016（第 2 章 2.（5）②防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成 30 年 12 月 14 日）（第 3 章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日）（第 3 章各項目の主な具体的措置）
地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策

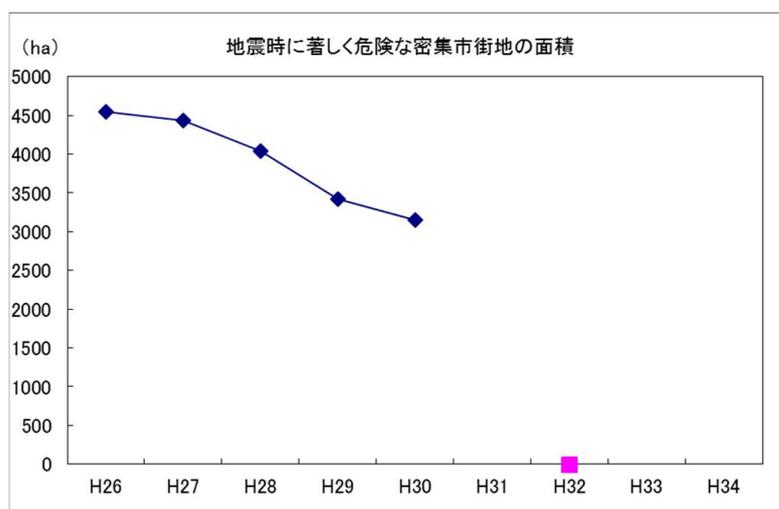
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」
- ・ 社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

- ・ なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
4, 547ha	4, 435ha	4, 039ha	3, 422ha	3, 149ha	



主な事務事業等の概要

- ・ 密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。(◎)
 予算額：防災・安全交付金 1 兆 1, 0 5 7 億円の内数（平成 2 9 年度）
 防災・安全交付金 1 兆 1, 1 1 7 億円の内数（平成 3 0 年度）
 防災・安全交付金 1 兆 3, 1 7 3 億円の内数（令和元年度）
- ・ 住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を促進している。
- ・ 住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を促進している。
- ・ 密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備を推進している。
 予算額：密集市街地総合防災事業 2 7 億円（平成 2 9 年度）
 3 2 億円（平成 3 0 年度）
 5 1 億円（令和元年度）
- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
- ・ 防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置（固定資産税）
 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
- ・ 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等（所得税・法人税）
 防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合については、事業用資産の買換特例を措置。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、平成 30 年度末時点で 3,149ha と減少しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標達成への進捗状況は順調でない。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成 24 年度補正予算において新たに防災・安全交付金を創設するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充を実施。
- ・平成 25 年度補正予算において、密集市街地における延焼防止を目的として、道路沿いの建築物を不燃化する事業に対する補助制度の合理化を実施。
- ・平成 26 年度において、道路整備等と一体に沿道の建築物を耐火建築物等に建て替えることにより延焼遮断帯の形成を促進する延焼遮断帯形成事業の適用要件の見直し。
- ・平成 27 年度において、密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設。
- ・平成 28 年度において、火災等に対する防災面での悪影響が懸念される空家や不良住宅の除却を助成対象に追加。
- ・平成 30 年度において、「個別建替え」の類型に「隣地取得型戸建住宅」を追加し、制度を拡充。
- ・平成 30 年度 2 次補正予算において、特に整備改善が必要な密集市街地の空き家等の除却等について補助率を引上げ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、平成 30 年度末時点で 3,149ha とおおむね解消に向け毎年度着実に減少しているが、目標達成に向けた成果を示していないことから B と評価した。
- 今後、密集市街地の整備改善を促進するためには、従来の取組に加えて、民間の力による個別の建築物の建替えを促進することにより、市街地の延焼防止性能を向上させることが重要である。そのため、延焼防止性能の高い建築物に対する建蔽率緩和の措置や平成 30 年度 2 次補正予算において拡充した制度等を活用することで、耐火性能の低い建築物の除却を促進し、不燃化することにより、密集市街地の安全性の向上を推進していくこととする。
- また、これまでの制度拡充による充実した支援メニュー等を通じて、東京都等において密集市街地解消のための市街地整備の進捗が確実に見られることから、引き続きこれらの支援を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 鈴木 徹）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 山下 英和）
関係課：都市局都市計画課（課長 楠田 幹人）
都市局市街地整備課（課長 渡邊 浩司）
都市局街路交通施設課（課長 本田 武志）
都市局公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）
都市局まちづくり推進課（課長 佐藤 守孝）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 上森 康幹）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）
住宅局市街地建築課（課長 田中 敬三）

業績指標 4 4

大規模盛土造成地マップ等公表率

評 価	
A	目標値：100 %（令和元年度） 実績値：72.8%（平成 30 年度） 初期値：13.7%（平成 26 年度）

（指標の定義）

大規模盛土造成地について、その有無等を公表した市区町村の割合。《分母：1741(全体)》《分子：公表市区町村》

（目標設定の考え方・根拠）

国土強靱化基本計画の変更（平成 30 年 12 月 14 日改訂）により目標年度と目標値を再設定。

（外部要因）

マップ公表に向けた、市区町村と住民等関係者との調整

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第 193 回国会 施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・第 196 回国会 施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）「防災・減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
- ・第 198 回国会 施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）「安全対策を行い、命を守る防災・減災に取り組みます。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2016（第 2 章 2. (5)③防災・減災）
安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、（中略）等に向けた取組を進める。
- ・国土強靱化基本計画の変更（平成 30 年 12 月 14 日改訂）
大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や（中略）マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。
宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

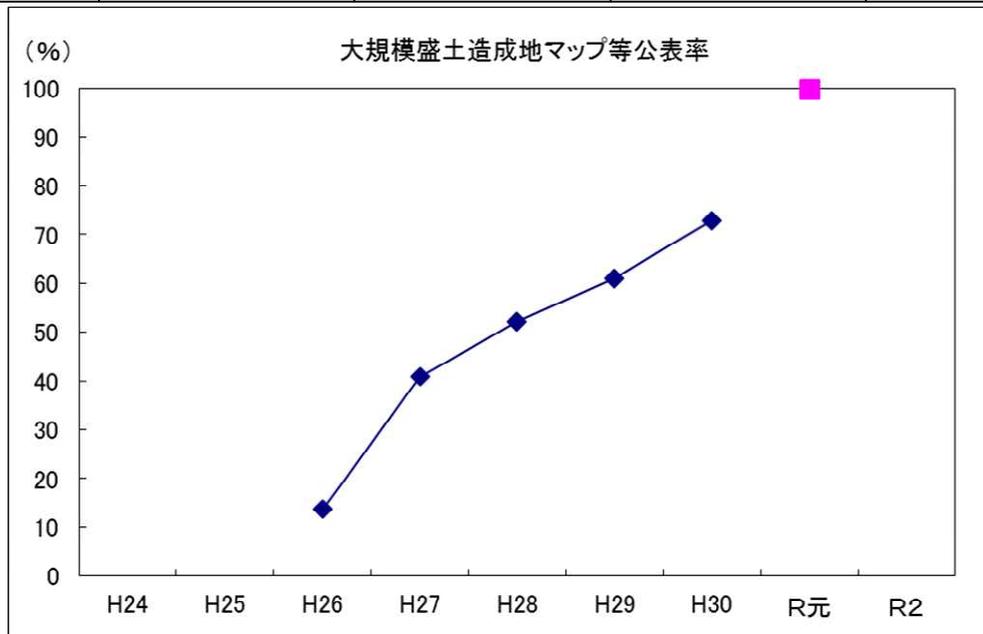
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
13.7%	41.0%	52.3%	60.9%	72.8%	



主な事務事業等の概要

- ・宅地耐震化推進事業の推進（◎）

大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、甚大な被害の生じるおそれのある大規模盛土造成地の調査を進め、住民に対する情報提供を促進する。令和元年度においては、大規模盛土造成地マップ等が未作成の市区町村のマップ作成・公表を国直轄で行うことで目標の達成に向けさらなる促進をはかる。

（◎）を付記した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度末までに、72.8%の市区町村で大規模盛土造成地マップ等の公表がなされた。マップ等の公表率の達成率は、市区町村と住民等関係者との公表に向けた調整が発生する場合があります、その状況による変動等で若干の鈍化は見られるものの、前年度から引き続き着実に増加しており、これまでの実績値のトレンドから順調に進捗していると考えられる。

(事務事業等の実施状況)

「重要インフラの緊急点検」を踏まえ決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に大規模盛土造成地マップ等の作成も盛り込まれ、平成30年度第二次補正予算が措置されたことで、マップ未作成市区町村のマップ作成を国直轄で実施することとなり、最終年度である令和元年度の目標達成に向けさらなる対策を講じた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については順調に推移している上、平成30年度第二次補正予算において、マップ未作成市区町村のマップ作成を新たに国直轄事業行うこととしたことからAと評価した。

今後は、地方公共団体と密に連携し、公表方法等について理解を得ることで公表率100%を目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 鈴木 徹）

関係課：なし

業績指標 4 5

災害時における機能確保率 (①主要な管渠*、②下水処理場*)

評 価

① B
② A

目標値：①約60% (平成32年度)、②約40% (平成32年度)
実績値：①約51% (平成30年度)、②約37% (平成30年度)
初期値：①約46% (平成26年度)、②約32% (平成26年度)

(指標の定義)

《主要な管渠》地震対策上重要な管渠のうち、耐震化が行われている割合。

※主要な管渠・・・ポンプ場・処理場に直結する管渠、河川・軌道等を横断する管渠、緊急輸送路下に埋設された管渠など

《下水処理場》下水処理場のうち「揚水」、「沈殿」及び「消毒」に係る施設の耐震化が行われている割合。

(目標設定の考え方・根拠)

《主要な管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。

《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。

(外部要因)

地元との調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 (平成30年12月14日)

第3章. I. (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

第4章. II. (3) 陸海空の交通ネットワーク

・国土強靱化基本計画 (平成30年12月14日)

「ライフライン (電気、ガス、上下水道、通信) の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、(以下、略)」

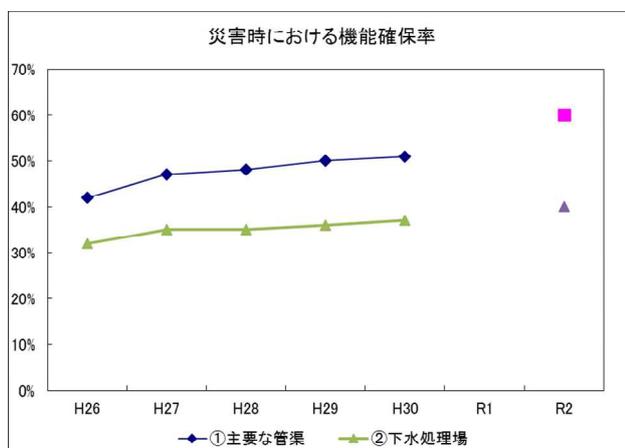
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成27年9月18日) 「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
① 4 6 %	① 4 7 %	① 4 8 %	① 5 0 %	① 5 1 %	
② 3 2 %	② 3 5 %	③ 3 5 %	② 3 6 %	② 3 7 %	



主な事務事業等の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

災害時における下水道施設の機能確保に向けて、主要な管渠や下水処理場の耐震化をはじめとする下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 886億円の内数(平成30年度国費)

防災・安全交付金予算額 11, 117億円の内数(平成30年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成30年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①順調でない。

- ・主要な管渠の耐震化率については、平成30年度の実績値は約51%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度に目標値を達成することは困難であるが、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、国としても集中的に取り組んでいるところであり、引き続き一層の支援を行っていく。

②順調である。

- ・下水処理場の耐震化率については、平成30年度の実績値は約37%であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、平成29年度までの制度を、平成30年から令和4年まで5年間延伸した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・主要な管渠の耐震化率については、平成30年度の実績値は約51%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成することは困難であることから、Bと評価した。ただし、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、3か年で集中的に取り組んでいるところであり、緊急点検で対策が必要と判明した施設については、計画的・集中的に対策を進め、引き続き一層の支援を行っていく。
- ・下水処理場の耐震化率については、平成30年度の実績値は約37%であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、Aと評価した。
- ・さらに、下水道総合地震対策事業の拡充等による「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、近年の自然災害における課題等を踏まえた下水道事業における事業継続計画(BCP)の見直しを推進していく。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 (課長 松原 誠)

関係課：

業績指標 4 6

最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合

評 価	
B	目標値：約100%（令和2年度） 実績値：約5%（平成30年度） 初期値：－（平成26年度）

（指標の定義）

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区数のうち、最大クラスの内水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区数の割合

（目標設定の考え方・根拠）

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。

（外部要因）

地元との調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・基本方針（平成30年10月2日）

近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

- ・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日）

避難行動に必要な情報等の確保

- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

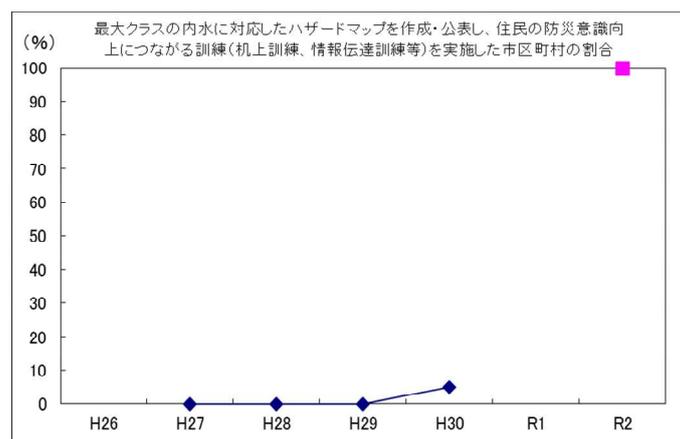
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章、第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
—	0%	0%	0%	5%	



主な事務事業等の概要

○ 下水道による浸水被害の軽減対策 (◎)

下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 886億円の内数 (平成30年度国費)

防災・安全交付金予算額 11, 117億円の内数 (平成30年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数 (平成30年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・順調でない。
- ・平成30年度の実績値は5%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に達成することは困難である。しかしながら、平成27年7月の水防法改正を受けて、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引きや活用に関する事例集等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められているところであり、さらに、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、これまでより効率的かつ迅速に対策が進むことが期待される。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成28年度には、市町村がより避難行動に直結した利用者目線に立ったハザードマップを作成するため、「早期の立退き避難が必要な区域」を検討し明記すること等を盛り込んだ「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂した。
- ・また、同平成28年度には、従来の既往最大降雨等に対する浸水想定区域図の作成に加えて、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を公表した。
- ・想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ策定が求められる都市から構成される担当者会議を通じた技術的助言・情報共有を行う。
- ・全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策として想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成(約20地方公共団体)に関する予算支援を実施する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年度の実績値は5%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に達成することは困難であることから、Bと評価した。

最大クラスの内水ハザードマップの策定について、地方公共団体のノウハウ不足や財政面の課題があったが、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引き等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められているところであり、令和2年度の目標値の達成のために、継続して支援を行うことに加え、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、これまでより効率的かつ迅速な対策を推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 白崎 亮)

関係課：

業績指標 4 7

①住宅*・②建築物*の耐震化率

評 価	
① N	目標値：約 9 5 % (令和 2 年) ※令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 実績値：約 8 2 % (平成 2 5 年) 初期値：約 8 2 % (平成 2 5 年)
② N	目標値：約 9 5 % (令和 2 年) 実績値：約 8 5 % (平成 2 5 年) 初期値：約 8 5 % (平成 2 5 年)

(指標の定義)

- ① 住宅の耐震化率
住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの(※)の戸数(いずれも居住世帯のある住宅の戸数)の割合
- ② 建築物の耐震化率
多数の者が利用する建築物の総棟数のうち、耐震性を有するもの(※)の棟数の割合
※新耐震基準(昭和 5 6 年 6 月 1 日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準)で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。

(目標設定の考え方・根拠)

- ① 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。
- ② 統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。

(外部要因)

- ・目的達成には、住宅・建築物の耐震改修・古い住宅・建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

地方公共団体等

(重要政策)**【施政方針】**

- ・第 1 8 3 回国会 施政方針演説(平成 2 5 年 2 月 2 8 日)「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・第 1 8 6 回国会 施政方針演説(平成 2 6 年 1 月 2 4 日)「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱(きょうじん)化を進めます。」

【閣議決定】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 1 2 3 号、平成 2 5 年 1 1 月改正施行。以下「耐震改修促進法」という。)
- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 1 4 年法律第 7 8 号、平成 2 6 年 1 2 月改正施行。以下「マンション建替法」という。)
- ・平成 2 7 年 3 月 3 1 日に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、平成 3 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 9 5 % とする目標が掲げられている。
- ・平成 2 8 年 3 月 1 8 日に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」において、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。

【閣決(重点)】

- ・平成 2 7 年 9 月 1 8 日に閣議決定された「社会資本整備重点計画」において、令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 9 5 % とする目標が掲げられている。

【その他】

- ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 1 8 年国土交通省告示第 1 8 4 号、平成 3 1 年 1 月改正施行。)において、令和 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 9 5 % とし、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を中途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられている。
- ・平成 2 6 年 3 月 2 8 日に中央防災会議で策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、令和 2 年までに住宅の耐震化率を 9 5 % とする目標が掲げられている。
- ・平成 3 0 年 6 月 5 日に国土強靱化推進本部で策定された「国土強靱化アクションプラン 2 0 1 8」において、平成 3 2 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 9 5 % とし、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を中途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられている。

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成25年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設している。
- ・平成24年度に実施した政策アセスメント（平成25年度予算概算要求（入れ替え））である「建築物の耐震化の緊急促進事業の創設」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を検証しているところ、実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、実績値が把握できる年度において検証することとする。

①住宅の耐震化

- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成30年度予算において、耐震化に向けた積極的な取り組みを行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり100万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。
- ・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、平成30年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置を令和元年度末まで延長している。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
- ・平成26年12月に改正したマンション建替法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成26年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成26年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。

③ 建築物の耐震化

- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の法人税・所得税の特例措置（取得価額の25%の特別償却）及び固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を講じている。（平成29年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和2年3月まで延長。）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
- ・住宅の耐震化については、着実に進捗しているものの平成25年に改正した耐震改修促進法や平成26年に改正したマンション建替法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により令和2年及び令和7年の目標の達成に向け、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
- ・建築物の耐震化については、着実に進捗しているものの平成25年に改正した耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、平成32年の目標の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

- ・地方ブロックごとの地方公共団体との会議を通じ、耐震改修促進法の円滑な運用を図る。
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備・充実を要請していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 長谷川 貴彦）
 関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 山下 英和）
 住宅局住宅生産課（課長 武井 佐代里）
 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 後沢 彰宏）
 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 磯貝 敬智）

業績指標 48

防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合

評価

B

目標値：100%（平成30年度）
 実績値：73.0%（平成30年度）
 初期値：3.0%（平成26年度）

(指標の定義)

安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定が行われ、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等に着手された地下街の割合。

<分母>全国の地下街の数

<分子>防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の数

数値の根拠

○初期値 2/78

○直近値 58/79

(目標設定の考え方・根拠)

地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定され、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要であることから、平成30年度までに防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合を100%にすることを旨とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体、民間事業者

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）「第3章に記載あり」

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

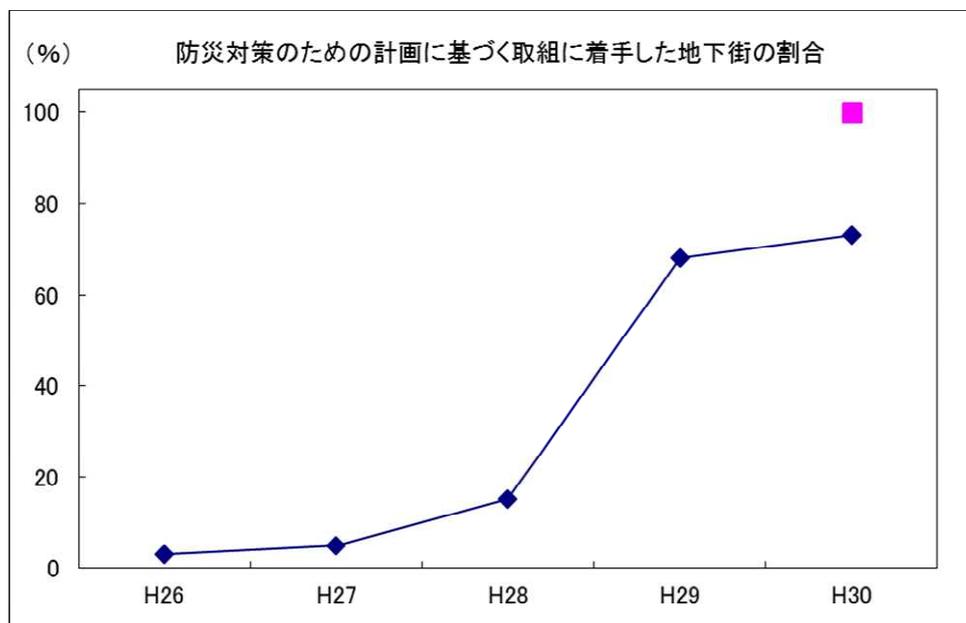
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30
3.0%	5.0%	15.0%	68.0%	73.0%



主な事務事業等の概要

○地下街防災推進事業

利用者が多く公共性の高い地下街において、大規模地震発生時や浸水時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

達成しなかった。

■具体的な実績

・防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の数

H26:2箇所 ⇒ H27:2箇所 ⇒ H28:8箇所 ⇒ H29:42箇所 ⇒ H30:4箇所

H30に100%とすることを目標値として設定していたが、地下街管理会社又は自治体において、防災対策に必要な予算の確保が困難であったことや、地下街のテナントとの調整に時間を要した等、事業主体である地下街管理会社等(民間)や、協調補助を行う自治体の事業計画上の課題があることから目標を達成しなかった。

(事務事業等の実施状況)

大規模地震発生時や浸水時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を支援している。H26には3%だった実績値がH30には73%までの進展を見ることができ、一定の成果を得た。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標達成に向けた成果を示していないためBと評価した。

一部の自治体や地下街管理会社等に対して、地下街防災推進事業の制度や枠組等の周知を一層強化すると共に、計画策定に際して現状における課題を把握し解決策を検討していく必要があると考えられる。そのため、事業に関する意見聴取とフィードバック等を通じて、地下街における安全性確保について検討し、防災対策のための計画策定に着手できるように技術的な助言を行う等、支援をしていく。

目標年度が到来したが、引き続き、防災対策のための計画に基づく取組を推進していく必要がある。実績値に関しては、順調に増加を示していることから、これを踏まえて目標年度の見直しを行い、令和2年度の目標値を100%と設定する。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 都市局街路交通施設課

関係課: ー